

2014 NIKE LIGA NOVA U-16 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『NIKE LIGA NOVA U-16 (NLN16)』と称する。

(目的)

第2条 本大会は、中国地域のU-16の年代において長期にわたるリーグ戦を通して、選手の育成および指導者のレベルアップを図り、本大会から日本代表の選手を輩出するとともに、世界トップ10を目指す日本サッカーの形成に資することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、役員会により構成チームから1チームを選出し、当チーム内に設置する事とする。

第2章 会員

(構成チーム)

第4条 本会の構成チームは以下の通りとする。

広島県瀬戸内高等学校 (広島)
広島県立広島皆実高等学校 (広島)
広島県立広島観音高等学校 (広島)
広島国際学院高等学校 (広島)
サンフレッチェ広島 (広島)
高川学園高等学校 (山口)
立正大学松南高等学校 (島根)
島根県立大社高等学校 (島根)
鳥取県立境高等学校 (鳥取)
岡山県作陽高等学校 (岡山)
岡山学芸館高等学校 (岡山) (順不同)

(入会)

第5条 地域性を考慮し発足したという観点から2013年2月28日から2015年2月28日までは第4条で定めた構成チーム以外の参加を原則として認めない。ま

第6条 2015年3月1日以降の構成チームの編成は、構成チームの退会や新規参入等役員会により審議・承認を経て決定する事とする。を含め、

(退会)

第7条 本会の構成チーム代表者より事務局へ退会の意志が伝えられた場合、臨時に役員会を開催し退会に関しての審議・承認を行い決定する。

第8条 その他の理由で本会を退会せざる得ない状況になった場合も第7条と同様の手順により審議・承認を行い決定する。

第3章 役員

(役員)

第9条 大会委員長を1名置き、本会の役員は本会構成チームより代表者1名を選出し、0名で構成される。1

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 リーグの円滑な運営を目的とした『代表委員会』を設置する。代表委員会は大会委員長、本会構成チームより2名、事務局1名の計4名で構成する。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は構成チームの会員をもって構成する。

(総会の機能)

第14条 総会は、この規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度末の2月・3月いずれかで開催する。

(臨時会の開催)

第16条 臨時総会は、役員3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に、開催される。

(総会・臨時会の議決)

第17条 各会の議事は、この規約に定めるものの他、出席した全員の過半数をもって決する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第18条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、事務局がこれを管理する。その方法は総会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第20条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、事務局がこれを作成し、毎会計年度開始前に総会議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業の報告及び予算)

第22条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支決算書を作成し、毎会計年度終了後に総会にて承認を受けなければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約は、総会において役員10名全員の議決を得なければ変更することができない。

附則

一 この規約は2013年2月28日より施行する。